

# 熊谷市景観計画及び熊谷市景観条例に基づく 「事前協議」及び「届出」に必要となる図書等一覧表

1. 「事前協議」に必要となる図書等（各正副2部）

- ・ 届出対象行為事前協議書（様式第6号）
- ・ 委任状（代理人が届出等を行う場合）
- ・ 下記の「届出対象行為ごとに必要となる添付図書等」

2. 「届出」に必要となる図書等（各正副2部）

- ・ 景観計画区域内行為届出書（様式第1号）
  - ・ 委任状（代理人が届出等を行う場合）
  - ・ 下記の「届出対象行為ごとに必要となる添付図書等」
- ※事前協議の結果が「支障なし」の場合、添付図書は省略可能です。

◇届出対象行為ごとに必要となる添付図書等一覧表

	基準対応書 <small>（様式第2号）</small>	付近 見取図	現況 写真	配置図	計画 平面図	各立面図	縦横図
<b>建築物の建築等</b> <small>（法第16条第1項第1号関係）</small>	○	○	○	○		○	
<b>工作物の建設等</b> <small>（法第16条第1項第2号関係）</small>	○	○	○	○		○	
<b>開発行為</b> <small>（法第16条第3号関係）</small>	○	○	○		○		
<b>土石の採取</b> <small>（条例第11条）</small>	○	○	○		○		○
<b>木竹の伐採</b> <small>（条例第11条）</small>	○	○	○		○		
<b>屋外における物件の たい積</b> <small>（条例第11条）</small>	○	○	○	○		○	

※各図書に明示すべき事項については、裏面をご参照ください。

◇問い合わせ先◇ 熊谷市都市整備部都市計画課  
熊谷市中曾根 654 番地 1 [大里庁舎内] 0493-39-4813 (直通)  
E-mail : toshikeikaku@city.kumagaya.lg.jp

◇各図書に明示すべき事項

図書の種類	明示すべき事項
<b>□付近見取図</b> (縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)	① 縮尺 ② 方位 ③ 道路 ④ 目標となる地物 ⑤ 行為を行う敷地 (土地) の区域
<b>□現況写真</b> (2 方向以上から)	行為を行う敷地 (区域) 及びその周辺の状況が分かるカラー写真
<b>□配置図</b> (縮尺 100 分の 1 以上のもの)	① 縮尺 ② 方位 ③ 敷地の境界線 ④ 敷地の面積 (求積図添付も可) ⑤ 敷地内における建築物又は工作物若しくは物件のたい積の位置 ⑥ 敷地に隣接する道路の位置 ⑦ 現況写真の撮影方向
<b>建築物の建築等・工作物の建設等</b>	⑧ 建築物の建築面積又は工作物の水平投影 (築造) 面積 (求積図添付も可) ⑨ 緑化措置を講ずる場合は、以下の内容 ○緑化する位置 (緑の細線で囲むなどにより明示すること。また、建築物の建築等であって「特例」を受ける部分がある場合、その部分が明らかになるよう、緑の太線で囲むなどにより明示すること。) 及びその寸法 ○緑化の内容 樹木の場合：樹木の種類や高さ、本数など 草花・地被植物の場合：植物等の種類など 壁面緑化の場合：植物等の種類、補助資材の有無とその寸法など 緑化ブロックの場合：緑化ブロックの開口率と開口部の植物の種類など ⑩ 既存樹木の保全をした場合は、その樹種、樹高及び位置 ⑪ 外観を構成するものに夜間照明を行う場合は、その照明を行う機器の位置
<b>屋外における物件のたい積</b>	⑧ たい積の方法及び高さ
<b>□計画平面図</b> (縮尺 100 分の 1 以上のもの)	① 縮尺 ② 方位 ③ 行為を行う土地の区域の境界線 ④ 行為を行う土地の区域の面積 (求積図添付も可) ⑤ 行為を行う土地の区域に隣接する道路の位置 ⑥ 現況写真の撮影方向 ⑦ 緑化措置を講ずる場合は、緑化する位置 (緑の線で囲むなどにより明示すること) 及びその寸法、並びに、その樹種若しくは植物等の種類 ⑧ 既存樹木の保全をした場合は、その樹種、樹高及び位置
<b>開発行為</b>	⑨ 開発行為後の、法面及び擁壁の位置及び規模
<b>土石の採取</b>	⑨ 採取後の、法面及び擁壁の位置及び規模
<b>□各立面図</b> (すべての立面を表示した 4 面以上の立面図 (市長が必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面) で縮尺 100 分の 1 以上のもの)	① 縮尺 ② 方位 ③ 寸法
<b>建築物の建築等・工作物の建設等</b>	④ 開口部の位置 ⑤ 外観部分の材料の種類 ⑥ 仕上げの寸法 ⑦ 建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色を施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載
<b>屋外における物件のたい積</b>	④ 堆積物の外観部分の素材 ⑤ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高、及び植樹する本数 ⑥ 鋼板等により遮へいする場合は、遮へいするものとして図示された部分に彩色を施し、かつ、そのマンセル表示を記載
<b>□縦横断図</b> (縮尺 100 分の 1 以上のもの)	① 縮尺 ② 土石の採取を行う前後における土地の区域の地盤面